

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月2日

香川県高松土木事務所長 高橋陽一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

県道高松善通寺線立体横断施設昇降機保守点検業務

(2) 委託業務の内容

別添仕様書による

(3) 委託業務の実施場所

高松市亀岡町10番 及び 高松市番町五丁目4番

(4) 委託期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

入札金額は契約期間中の価格の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

(1) 要(契約書は、原則として香川県で準備する。)

(2) 落札した者は、香川県高松土木事務所長が指示する日までに契約書に押印し、提出すること。期間内に提出しない場合は、契約の権利を失うことになるので注意すること。

3 電子契約の可否

否とする。

4 契約の内容を示す日時

令和8年3月2日午前8時30分から令和8年3月10日午後5時まで香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>)において閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月6日午後5時までに下記に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和8年3月10日午前8時30分から午後5時までの間、下記に示した場所において閲覧に供するとともに、令和8年3月10日午後5時までに質問者にFAX（メール）で送付を行う。また、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）にて公開する。

郵便番号 761-8076

香川県高松市多肥上町 1251 番地 1

香川県高松土木事務所 管理課

電話番号 087-889-8902

FAX 番号 087-889-8943

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年3月16日午前8時30分から令和8年3月23日午後4時まで

(2) 開札の日時

令和8年3月24日午前10時

(3) 開札の場所

香川県高松土木事務所

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- ① 当該入札に参加する者は、下記(3)により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。（※消費税等を含んだ金額であるので注意すること。）
- ② 開札期日の前日までに納付する者
 - ア 現金で納付する者は、納付書を渡すので入札執行機関に申し出ること。（納付書により県の指定金融機関で納付すること。）
 - イ 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付する者は、保管有価証券納付書（規則第71号様式）に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付すること。（※規則第150条第1項第1号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の100分の80に相当する金額となるので注意すること。）
- ③ 開札当日に納付する者
入札保証金等納付書（規則第66号様式）に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付すること。
- ④ 入札保証金等を開札日の前日までに納付した者は、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示すること。
- ⑤ 入札保証金等の還付
 - ア 開札当日に納付された方は、開札終了後直ちに還付を行う。
 - イ 開札前日までに納付した者は、開札終了後に現金の還付請求書（様式自由）又は保管有価証券還付請求書（規則第72号様式）を提出していただき、後日還付する。（還付日は、還付手続き終了後に改めて連絡を行う。）
 - ウ 落札した者が納付した入札保証金は、契約締結後に還付する。

- ⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行うこと。
- ⑦ 上記②のイ、③、⑤、⑥の手続きに必要な「保管有価証券納付書」等の様式は、ホームページに登載している。

(2) 契約保証金

- ① 落札した者は、下記(3)により減免をされた場合を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。
- ② 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付することができる。
- ③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付する。

(3) 入札保証金、契約保証金の減免

入札保証金、契約保証金は、規則第152条に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月10日午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を香川県高松土木事務所管理課に提出（郵送の場合は期限内必着）すること。

- ① 入札保証金については、次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適当と認められた者。
なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 9に記載している「入札者の参加資格」を有する者で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行した者

- ・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付すること。
- ・ 契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でもかまわない。

（※減免申請書の様式は、ホームページに登載している。）

- ② 契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた者。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 次の要件を全て満たす業務の元請業者としての実績がある者であること。
 - ① 国(公団を含む。)または地方公共団体(公社を含む。)が発注したもので、種類及び規模をほぼ同じくする昇降機の保守点検業務であること。

② 平成28年4月1日から令和8年3月31日までに完了した（または完了見込みの）業務であること。

(7) 点検技術者(入札期間の最終日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にあるものに限る。)は、業務を適正に行うために昇降機検査に関して必要とされる資格を有すること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(6)、(7)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月10日午後5時までに、5に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月13日午後5時までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、香川県高松土木事務所長が指示する日までに契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 履行の確認・支払い

(1) 契約の履行を完了したときは、その旨を届け出て検収(検査)を受けること。

(2) 香川県が行う検査に合格した後、請求書を提出してもらい、指定の金融機関の口座に請求額を振り込む。

なお、委託期間内に履行されなかった場合は、遅延損害金(契約金額に対して当該委託期間が経過した日における民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率)を徴収する

ので注意すること。

17 その他

- (1) 期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合は、入札に参加できない。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。また、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。